



すべての人の **FIRST BEST** に

第30期 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2025年5月30日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所 | 東京都台東区東上野三丁目18番6号
TKP上野駅前ビジネスセンター5階
「カンファレンスルーム5A」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

議案 | 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件



株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権
行使期限**

2025年5月29日（木曜日）
午後6時まで

お知らせ

株主総会終了後、同会場にて「経営近況報告会」を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 6173

2025年5月15日

(電子提供措置の開始日2025年5月8日)

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀 8 番 8 号

株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン

代表取締役社長 大 垣 内 剛

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第30期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aqualine.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を選択の上、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月29日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月30日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都台東区東上野三丁目18番6号
TKP上野駅前ビジネスセンター5階 「カンファレンスルーム5A」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.aqualine.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	たて 楯 ひろなが 広 長 (満62歳)	新 任 コンプライアンス・法務室長
2	たなか 田中 かつあき 克 明 (満48歳)	新 任 人事・総務部長
3	かながわ 寒川 とよし 登代志 (満57歳)	新 任 社外取締役 独立役員
4	みなかた 南方 みちお 美千雄 (満58歳)	新 任 社外取締役 独立役員
5	かつまた 勝又 ゆういち 祐 一 (満56歳)	新 任 社外取締役 独立役員

候補者
番号

1

たて ひろ なが
楯 広 長

新任

生年月日

1963年2月19日（満62歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 東都三菱自動車販売株式会社
1984年 9月 株式会社ホンダ・インターナショナル・セールス 入社
1989年 5月 株式会社オートビュース 代表取締役
2005年 12月 株式会社IKEオートビュース 代表取締役
2012年 12月 株式会社FTソリューションズ 代表取締役
2021年 3月 株式会社スプリングエステート経営企画室長
2024年 6月 株式会社EBE 管理本部長
2024年 11月 当社 コンプライアンス・法務室長（現任）

候補者
番号

2

た なか かつ あき
田 中 克 明

新任

生年月日

1976年12月17日（満48歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年 12月 マルマン株式会社 取締役
2013年 2月 ミネルヴァ債権回収株式会社 代表取締役
2013年 2月 平成債権回収株式会社 代表取締役
2013年 10月 株式会社沖縄債権回収サービス 社外取締役
2015年 10月 株式会社ドクターシーラボ 社外取締役
2021年 12月 株式会社銀座鏡泉堂 代表取締役
2022年 12月 株式会社ソリダリティ・ジャパン 取締役
2023年 1月 株式会社GRACIA MARQUEZ 代表取締役
2024年 11月 当社 人事・総務部長（現任）

候補者
番号

3

か ん が わ と よ し
寒 川 登 代 志

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1968年4月20日（満57歳）

所有する当社の株式数

283,100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 東急リバブル株式会社 入社
2002年 3月 株式会社T・Kホールディングス設立 代表取締役（現任）
2006年 9月 株式会社T・A・S 代表取締役
2016年 11月 エフアールジェイ株式会社 代表取締役
2021年 3月 株式会社ささえ 代表取締役（現任）

候補者
番号

4

みなかた

南方

みちお

美千雄

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1966年11月13日（満58歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 10月 KPMGセンチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2000年 1月 ナスダック・ジャパン株式会社 入社
2001年 9月 株式会社アイピーオーバンク 代表取締役（現任）
2002年 8月 みた経営研究所 監査役（現任）
2002年 9月 株式会社リプラス 監査役（現任）
2009年 4月 清和監査法人 代表社員
2014年 10月 南方公認会計士事務所 所長（現任）
2015年 11月 橋本不動産株式会社 社外取締役
2016年 3月 株式会社グローバルエナジーハーベスト 社外取締役（現任）
2016年 3月 株式会社ピー・エス・インターナショナル 監査役
2016年 6月 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 取締役就任（現任）
2017年 1月 やまと税理士法人代表社員（現任）
2017年 12月 ポーターズ株式会社 監査役
2019年 6月 VCA JAPAN株式会社 監査役
2020年 8月 税理士法人マーヴェリック代表社員（現任）
2021年 12月 エバシステム株式会社 監査役（現任）
2022年 2月 ビットトレード株式会社 監査役（現任）
2024年 6月 BIRD INITIATIVE株式会社 監査役（現任）

候補者
番号

5

かつ また

勝又

ゆう いち

祐一

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1969年1月21日（満56歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）森田昌昭法律事務所入所
2001年 10月 ひらお法律特許事務所入所
2004年 10月 フロンティア法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2007年 4月 ミネルヴァ債権回収株式会社 社外監査役
2011年 3月 株式会社メディックグループ 社外監査役
2012年 7月 ミネルヴァ債権回収株式会社 取締役
2025年 4月 東南貿易株式会社 社外取締役（現任）

- （注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寒川登代志氏、南方美千雄氏、及び勝又祐一氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 寒川登代志氏、南方美千雄氏、及び勝又祐一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 寒川登代志氏につきましては、当社に対する株式の保有を通じて経済的関与を有しており、当社の再建に向けた支援の一環として増資の引受先となるとともに、社外取締役として経営の適正性を監視する役割が期待されます。また、生活関連す

ービスや居宅介護サービス分野において長年の実務経験を有し、その知見を活かして社外取締役として当社の事業推進に
対し的確な助言を期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

南方美千雄氏につきましては、公認会計士及び税理士としてIPO支援や国際監査等の専門的知見を有し、加えて社外取締役
及び監査役としての豊富な経験を踏まえ、当社の社外取締役として適切にその職責を果たす役割が期待されることから、
社外取締役として選任をお願いするものであります。

勝又祐一氏につきましては、債権回収を含む財務管理の実務経験を有しており、リスク管理や財務健全性の確保といった観
点から、社外取締役としての適切な助言・監督機能を期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものであ
ります。

4. 当社は、寒川登代志氏、南方美千雄氏、及び勝又祐一氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度と
する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結する予定であり、これにより、
取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する
ものを除く。）等を填補することとします。なおD＆O保険の保険料は、全額を当社が負担します。各候補者が取締役に選
任され就任した場合には、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の保険期間は1年
間であり、更新する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

こ せ き こう ぞう
古 関 耕 造

新任 社外監査役 独立役員

生年月日
1962年10月19日（満62歳）
所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年	10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1994年	4月	PwC Japan有限責任監査法人入所
1998年	10月	QAD Japan Inc.
2000年	1月	日本PFI協会 事務次長
2001年	1月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2003年	4月	株式会社プロフェッショナルスタンダード 代表取締役（現任）
2005年	1月	古関会計事務所 所長（現任）
2009年	1月	JBA Shanghai Co., Ltd.入所
2017年	1月	株式会社JABアジア 取締役（現任）

候補者
番号

2

なか むら たか し
中 村 隆 史

新任 社外監査役 独立役員

生年月日
1968年9月21日（満56歳）
所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2005年	10月	弁護士登録（東京弁護士会）すみれ法律事務所入所
2009年	1月	法律事務所 空設立（現任）
2010年	3月	日本弁護士連合会代議員
2010年	4月	東京弁護士会常議員
2016年	4月	関東弁護士連合会理事
2023年	6月	東京都弁護士協同組合理事

候補者
番号

3

はん だ じゅん
半 田 純

新 任 社外監査役 独立役員

生年月日

1979年6月5日（満45歳）

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2006年 4月 株式会社テスコ入社
2014年 2月 EY新日本有限責任監査法人入所
2018年 10月 半田純公認会計士事務所設立（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古関耕造氏、中村隆史氏、半田純氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 古関耕造氏、中村隆史氏、半田純氏を社外監査役候補者とした理由
古関耕造氏、半田純氏につきましては、公認会計士として企業会計に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に反映することが期待され、社外監査役として選任をお願いするものであります。
中村隆史氏につきましては、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に反映することが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 当社は、古関耕造氏、中村隆史氏、半田純氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結する予定であり、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとします。なおD＆O保険の保険料は、全額を当社が負担します。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の保険期間は1年間であり、更新する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

監査法人やまぶきとは会計監査人の受嘱にいたらなかったことから、当社としては、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、2024年12月4日の監査役会においてHLB Meisei有限責任監査法人を一時会計監査人として選任する決議をいたしました。なお、監査法人やまぶきは2023年2月期及び2024年2月期の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正監査及び四半期レビューをもって終了となっています。つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人に対して会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会がHLB Meisei有限責任監査法人を選任した理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適しており、また、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適切と判断したためであります。

HLB Meisei有限責任監査法人の主たる事務所および沿革は次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

名 称	HLB Meisei有限責任監査法人		
主たる事務所所在地	東京都台東区元浅草3-7-1 住友不動産上野御徒町ビル9階		
沿 革	2005年5月 設立 2014年8月 有限責任監査法人へ移行		
概 要	代表社員（公認会計士）		3名
	社 員（公認会計士）		3名
	職 員（公認会計士）		2名
	(そ の 他)		30名
	合 計		38名

以 上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）における国内経済は、企業収益の緩やかな改善に伴う個人所得・雇用環境の改善やインバウンド需要の増加により、消費が緩やかに増加しました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や米国の新政権移行などの不安定な国際情勢を背景とした原材料価格・エネルギー価格の高騰や急激な為替変動により、世界経済への影響が懸念されており、先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの「水まわりサービス支援事業」の市場環境につきましては、「新設住宅着工戸数の減少（出典：株式会社野村総合研究所、日本における「2024～2040年度の新設住宅着工戸数」、「2023～2040年のリフォーム市場規模」、および「2028～2043年の空き家数と空き家率」、2024年6月13日）」「既存住宅の平均築年数の上昇（出典：総務省令和5年住宅・土地統計調査 6. 建替需要の動向（2）築後経過年数別ストック構成の推移）」といった要因から住宅が老朽化傾向にあり、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増加する傾向にあります。

当社では1995年の創業以来、お客様の水回りのトラブルに緊急修理サービスを提供する「水まわりサービス事業」を手掛けておりましたが、2021年8月に消費者庁からの行政処分を受けたことに伴い、自らは修理サービスを提供せず、加盟店に対して創業以来蓄積されたノウハウを提供する「水まわりサービス支援事業」を中心としたビジネスモデルに移行いたしました。「水まわりサービス支援事業」においては、当社のコールセンターが様々な販売チャンネルを通じてお客様からの相談を受け、加盟店に情報を提供し、加盟店がお客様の住宅等に修理に伺う仕組みとなっております。

また、当社の100%子会社である株式会社生活救急車において、主にタウンページを中心に広告掲載を行い集客を行う「広告メディア事業」を手掛けております。

当社では、活用する各販売チャンネルの入電数、訪問数、施工数、キャンセル数等及び広告宣伝コストのデータを継続的に収集・分析し、コストパフォーマンスの優れた販売チャンネルに重点を置き、広告宣伝コストを戦略的に配分しております。

一方で、営業管理業務の人員が不十分であったことから、「水まわりサービス事業」から「水まわりサービス支援事業」への移行に伴うオペレーションの変更に際して、「当社自らが主体」から「加盟店を支援するサポート役」に変更となり、加盟店が主体であるという役割分担は明確になっているものの、役割分担の詳細が明確になっていない、あるいは明確になっていてもコンプライアンスの欠如により守られていない状況となっていました。

そのような中、2024年7月に、当社が保有する暗号資産関連の取引とともに、「水まわりサービス支援事業」における取引に関して不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、特別調査委員会を設置して調査が行われ、過年度の決算訂正が必要となりました。これに伴い、2025年2月期の第1～第3四半期の財務

報告が遅延する事態となり、投資家をはじめとした様々なステークホルダーに多大なご迷惑をおかけしました。

2024年7月の会計問題の発覚後、このように投資家をはじめとした様々なステークホルダーにご迷惑をおかけしましたが、これ以上のご迷惑をおかけしないために、現経営陣がこれらの会計処理問題への対処にリソースを多く配分した結果、本業である「水まわりサービス支援事業」に十分なリソースを配分することが出来ませんでした。その結果、各販売チャンネルのコスト効率を鑑みた効果的な広告宣伝費の投下などの取り組みを行っていたにもかかわらず、それらが収益につながらず、2020年2月期以来の赤字から脱却出来ない状況が継続しておりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高については、「水まわりサービス支援事業」及び「広告メディア事業」が前年同期比でそれぞれ8.8%・22.5%減の2,537,305千円、337,874千円となる一方で、「ミネラルウォーター事業」については、2024年6月21日に河上薬品商事株式会社へ事業譲渡を行ったことから前年同期比で63.9%減の587,355千円となった結果、3,462,536千円（前年同期比28.5%減）となりました。

営業損失については、「水まわりサービス支援事業」及び「広告メディア事業」がそれぞれ417,621千円・78,026千円の営業損失（前年同期はそれぞれ421,856千円・57,575千円の営業損失）となる一方で、「ミネラルウォーター事業」については、上記の事業譲渡により、前年同期の131,666千円から52,646千円に減益となった結果、399,565千円（前年同期は347,659千円の営業損失）となりました。経常損失については、391,236千円（前年同期は328,754千円の経常損失）となりました。

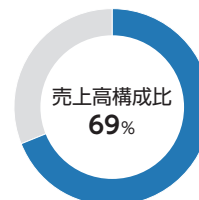
また、特別利益として「ミネラルウォーター事業」の事業譲渡益431,846千円を計上する一方で、特別損失として不適切な会計処理への対応として特別調査費用等246,327千円、減損損失102,280千円、課徴金引当金繰入額42,060千円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は346,761千円（前年同期は371,271千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

◎各事業部門の状況は次のとおりであります。

・水まわりサービス支援事業

リスティング広告と加盟店支援の体制強化に注力いたしましたが、リスティング広告による集客及び成約率が当初計画を下回ったことから、業績は低調に推移しました。

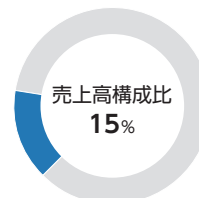
以上の結果、当事業の売上高は2,537,305千円（前年同期比8.8%減）、営業損失は417,621千円（前年同期は421,856千円の営業損失）となりました。



・広告メディア事業

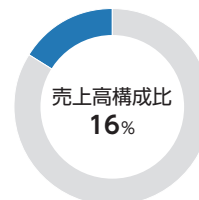
2022年11月に株式取得により連結子会社としていた株式会社生活救急車につき、2024年7月に追加株式取得により当社の完全子会社といたしました。主にタウンページを中心に広告掲載を行い集客を行う「広告メディア事業」を手掛けておりますが、タウンページ広告終了時期の遅れなど広告支出が増加いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は337,874千円（前年同期比22.5%減）、営業損失は78,026千円（前年同期は57,575千円の営業損失）となりました。



・ミネラルウォーター事業

2024年6月21日に当事業を河上薬品商事株式会社へ事業譲渡を行ったことから、売上高は前年同期比で63.9%減の587,355千円となり、営業利益は131,666千円から52,646千円に減益となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9,045千円であり、その主なものは、水まわりサービス支援事業における車両運搬具5,405千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金に充当するため、株式会社T・Kホールディングス、綿引一氏等からの借入により、総額290,000千円の資金を調達いたしました。これにより、連結ベースでの有利子負債残高は前年同期比で2,362千円増加しております。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2022年2月期)	第28期 (2023年2月期)	第29期 (2024年2月期)	第30期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
売上高 (千円)	5,239,212	4,588,784	4,845,087	3,462,536
経常損失 (△) (千円)	△561,294	△207,969	△328,754	△391,236
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△594,732	△319,396	△371,271	△346,761
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△297.86	△149.42	△123.69	△93.90
総資産 (千円)	2,086,277	1,882,658	1,505,521	820,666
純資産 (千円)	410,672	△45,747	52,288	△438,215
1株当たり純資産額 (円)	△15.76	△58.87	△2.55	△118.66

(注) 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第28期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用したのちの数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2022年2月期)	第28期 (2023年2月期)	第29期 (2024年2月期)	第30期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高 (千円)	4,891,324	4,364,413	4,462,031	3,229,161
経常損失 (△) (千円)	△476,483	△185,531	△236,328	△339,156
当期純損失 (△) (千円)	△552,238	△459,988	△328,073	△511,710
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△276.58	△215.19	△109.30	△138.56
総資産 (千円)	1,712,633	1,702,806	1,461,164	705,385
純資産 (千円)	103,302	△156,702	30,153	△481,557
1株当たり純資産額 (円)	48.36	△60.26	8.16	△130.40

(注) 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第28期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用したのちの数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社に関する事項

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社生活救急車	1,000千円	100%	インターネット広告

(注)株式会社生活救急車は、2024年7月にジャパンベストレスキューシステム株式会社が保有する株式49株を取得したことにより完全子会社化いたしました。

4. 対処すべき課題

当社は、「時代と共に歩み、お客様から学び、従業員と共に成長します」という経営理念のもと、生活に欠かせない「水」から「住」へをテーマに、住環境の充実や生活の質の向上に貢献することを使命として事業を展開しております。現在は、水まわりサービス支援事業と広告メディア事業を主力とし、安定的な事業運営を図るとともに、更なる成長を目指しております。

当社の主力事業である水まわりサービス支援事業は、台所、トイレ、浴室、洗面所および給排水管に関するトラブル解消を目的とした事業であり、急を要するサービスであるため景気変動の影響を受けにくい特性があります。特に、水まわりの緊急メンテナンス市場は、住宅や商業施設における設備の経年劣化や突発的な故障が避けられないことから、当社では継続的な需要を見込んでおります。少子高齢化で市場の縮小が予測される一方で、大手住宅設備機器メーカーの保証期間が5年から10年の範囲である為、住宅の老朽化に伴い、水まわり設備のメンテナンスやリフォーム需要は増加が期待できることから、一定の市場規模が見込まれます。これらの需要を的確に捉え、加盟店ネットワークを活用した事業運営を進めることで、持続的な成長を目指しております。

また、当社は2021年8月に消費者庁から行政処分を受けたことを受け、従来の水まわりサービス事業から加盟店向けの水まわりサービス支援事業へ完全移行し、コールセンターを通じた注文受付・加盟店への業務提供を行う通信販売方式へと事業モデルを転換しました。当社としては、消費者庁からの行政処分をしっかりと受け止め、業務運営の透明性を高めるとともに、サービス品質の向上を図ってまいります。

広告メディア事業においては、当社は過去に生活救急サービスの検索ポータルサイト「E P A R K ぐらしのレスキュー」を運営していましたが、連結子会社であった株式会社E P A R K ぐらしのレスキューの株式譲渡に伴い、サイト運営からは撤退しました。一方で、広告販売については引き続き展開し、安定した収益基盤の確保を図っております。

また、当社は、当社が保有する暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して不適切な会計処理が行われていた可能性があったことから、2024年7月に特別調査委員会を設置いたしました。外部機関による調査の過程で、投資有価証券（暗号資産転換可能社債）や暗号資産関連取引、水まわりサービス支援事業に関する会計処理の不正確さが指摘されました。特別調査委員会の調査により、特定の加盟店との取引に

において、当社代表取締役社長の自己資金を原資とする取引や、他の加盟店の口座を通過させる資金移動取引が含まれていたことが判明しました。また、売上高の取引価格や貸倒引当金の算定に誤りがあり、暗号資産関連の評価方法の見直しが必要と提言され、2023年2月期連結会計年度及び2024年2月期連結会計年度に多額の特別損失を計上しております。当社は特別調査委員会からの調査報告書を受領し、当該報告書において指摘された再発防止策の提言を受けて、管理部門の人員不足の解消のため、法務部長、人事総務部長、経営企画部戦略グループIR担当マネージャーの採用、及び記帳業務を支援する外部会計事務所の確保を行っております。

さらには、株式会社東京証券取引所より、当社の不適切な会計処理について、2022年2月期第2四半期から2025年2月期第1四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2023年2月期の親会社株主に帰属する当期純損失が8割以上拡大すること、2023年2月期において債務超過に陥っていたことなどが判明したことにより、投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、当社に対して、上場契約違約金の支払いを求められるとともに、2025年1月29日から原則として1年間、特別注意銘柄の指定を受けております。

なお、特別注意銘柄指定期間は、2025年1月29日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限ります。）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除され、内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限る）には、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査から最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられているなか、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務のスリム化に取り組み、スケールメリットを追求することで、販管費を相対的に抑制し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② ストックビジネス強化による収益安定化

当社の主力事業である水まわりサービス支援事業は、現状、同一のお客様から単発の収益のみが発生する

“スポット型”のビジネスであり、主に受動的対応を行うビジネスとなっております。お客様（消費者）は、例えば、給湯器が故障した時に初めて交換を行うのが一般的です。しかしながら、「未然防止サービス」を導入することで、より能動的な提案型のビジネスモデルへの転換が可能となります。具体的には、当社の加盟店が水まわりのトラブル修理のためにお客様のご自宅を訪問した際、給湯器の型番情報を取得し、製品寿命が近づくタイミングでキャンペーン等を通じてお得な価格での交換を提案します。これにより、お客様は急なトラブル発生時に価格の比較を十分に行えないまま高額な費用で購入するのではなく、計画的かつ割安な購入が可能になります。また、このサービスを給湯器に限らず、さまざまな製品に適用することで、当社が蓄積してきたお客様データを活用し、単発収益型から継続的な収益が見込める“ストック型”のビジネスモデルへと移行を進めてまいります。今後は、受動的対応から能動的提案へとシフトし、給湯器のみならず、その他の水まわり製品にも同様のサービスを提供することで、お客様との長期的な関係を構築し、継続的な収益を生み出す“ストック型”ビジネスの可能性をさらに追求してまいります。

③ 人材の確保・育成

当社は、事業の競争力強化のため、優秀な人材を確保および人材を育成していくことが必要不可欠であると認識しております。計画的に新卒採用及び中途採用を実施し、優秀な人材の確保に注力していく方針であります。また、人材育成面においても、社内教育・研修制度の拡充を図り、継続的に業務知識やスキルの習得を図り、マネジメントを担う人材の教育に取り組んでまいります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

⑥ コンプライアンス体制の構築・強化

当社は、2021年11月30日付で特定商取引法を中心としたコンプライアンスに関する第三者委員会の調査報告書を受領し、指摘された原因及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止に努めてきたにもかかわらず、この度、決算開示遅延の再発及び過年度決算訂正に至り、2024年9月18日付で受領した特別調査委員会の調査報告書において指摘された事項及び再発防止策のための提言を踏まえ、当該再発防止策の不徹底となっていた要因も加えた新たな再発防止策として、2024年10月10日付で以下を策定し、再発防止策に取り組んでまいります。

- (1)経営トップの決意表明
- (2)ガバナンス体制の強化・経営トップに対する牽制機能の強化
・経営戦略会議の新設

- ・既存委員会の見直し
- ・監査体制の強化
- (3)取引関係の適正化
 - ・加盟店の口座管理の解消
 - ・既存取引の再確認
- (4)契約内容に関する重要性の体制整備
 - ・契約締結の社内フローの見直し
 - ・役職員に対する法務研修の実施
- (5)会計リテラシーの向上及びコンプライアンス教育の実施
 - ・会計リテラシーの向上
 - ・会計知識の教育研修の実施
 - ・コンプライアンス教育の実施
 - ・適時開示の重要性に対する意識の向上
- (6)人材の拡充
 - ・管理部門の人材不足の解消

なお、2021年11月30日付で特定商取引法を中心としたコンプライアンスに関する第三者委員会の調査報告書を受領し、指摘された原因及び再発防止策は、以下のとおりです。

- イ. コンプライアンス体制の構築・強化
 - ・経営理念に対する発言（毎月）
 - ・コンプライアンス・ガバナンスに対する研修（毎月）
 - ・加盟店営業部の創設予定
 - ・コンプライアンス委員会（四半期）
 - ・管理部門の強化
- ロ. 内部監査の権限強化
- ハ. 人事評価制度の見直し
- ニ. 顧客からのクレームなどの情報共有
 - ・コンプライアンス委員会への情報共有（四半期）
 - ・内部監査部との連携（毎月）
- ホ. 事業モデルの再考を視野に入れた改革
- ヘ. 各種規程並びにマニュアルの改訂

⑦ 継続企業の前提に関する重要事項等について

当社グループは、過年度より継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

連結計算書類作成会社である当社は、当該状況を解消すべく、事業収支の改善と資金繰りの安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

5. 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

事業区分	事業内容
水まわりサービス支援事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービスの加盟店支援
広告メディア事業	インターネット広告、生活メディア運営
ミネラルウォーター事業	ミネラルウォーターの販売・ウォーターディスペンサーの取扱い

6. 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

広島本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京本社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

② 子会社

株式会社生活救急車	本社：愛知県名古屋市中区栄一丁目14番15号
-----------	------------------------

7. 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況 64名

(注) 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	17名減	40.6歳	5.1年

(注) 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。また、従業員数減少の主な理由は、退職によるものです。

8. 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社Ｔ・Ｋホールディングス	75,000千円
綿引 一	50,000
榊原 暢宏	50,000
城南信用金庫	39,540
株式会社関西みらい銀行	29,986
寒川 登代志	25,000
株式会社三井住友銀行	13,352
株式会社きらぼし銀行	5,038
株式会社山陰合同銀行	5,000

2 株式の状況 (2025年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 6,400,000株

2. 発行済株式の総数 3,729,429株

3. 株主数 1,323名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	736,400株	19.9%
株式会社クシムインサイト	704,800	19.1
大垣内 剛	562,200	15.2
綿引 一	397,900	10.8
大垣内 好江	125,000	3.4
榑原 暢宏	110,600	3.0
アクアライン従業員持株会	70,197	1.9
株式会社N-Vision	40,500	1.1
株式会社ポイントラグ	33,300	0.9
寒川 登代志	33,100	0.9

(注) 持株比率は自己株式 (36,367株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大垣内 剛	株式会社生活救急車代表取締役
取締役副社長	加藤 伸克	経営企画部長
取締役	谷上 淳子	加盟店営業部長
取締役	小森 光嘉	石寄・山中総合法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	宮嶋 淳	株式会社AMコンサルティング代表取締役
監査役	大江 隆	
監査役	石井 睦子	株式会社いしい事務所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役小森光嘉氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役宮嶋淳氏、監査役大江隆氏及び監査役石井睦子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役小森光嘉氏、常勤監査役宮嶋淳氏、監査役大江隆氏及び監査役石井睦子氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を、2024年11月1日まで保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしておりました。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	役員特別 功労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	53,762	53,762	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	3,600	3,600	—	—	—	1
社外監査役	9,840	9,840	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。上記決議を行った際の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）になります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年5月30日開催の第22期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。上記決議を行った際の監査役の員数は3名になります。
3. 取締役会は、代表取締役社長大垣内剛氏に各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当業務、業績、貢献度等について総合的に評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小森光嘉氏は、石寄・山中総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役宮嶋淳氏は、株式会社AMコンサルティングの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	小森 光嘉	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
常勤監査役	宮嶋 淳	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査役会15回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	大江 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会15回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	石井 睦子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、また監査役会15回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役小森光嘉氏及び常勤監査役宮嶋淳氏、監査役大江隆氏並びに監査役石井睦子氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5 会計監査人の状況

1. 名称

監査法人やまぶき および HLB Meisei有限責任監査法人

(注) 1. 監査法人やまぶきは、2024年12月4日に退任し、HLB Meisei有限責任監査法人が一時会計監査人となっております。

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
(内訳)	
監査法人やまぶき	5,000
HLB Meisei有限責任監査法人	27,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。

その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

また、当社は2025年1月29日付「特設注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所から、コンプライアンス意識に欠ける複数の不適切行為が行われ、適時開示違反が当社の内部管理体制上の不備を示すもので、経営者による内部統制の無効化により取締役会の監督機能や監査役会の監査機能、取締役間相互のけん制・監視機能が十分に機能しなかった結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、当社は2024年10月10日付で再発防止策に係る開示を行っているものの、未だ、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、2025年1月29日付で当社株式は特別注意市場銘柄に指定されております。

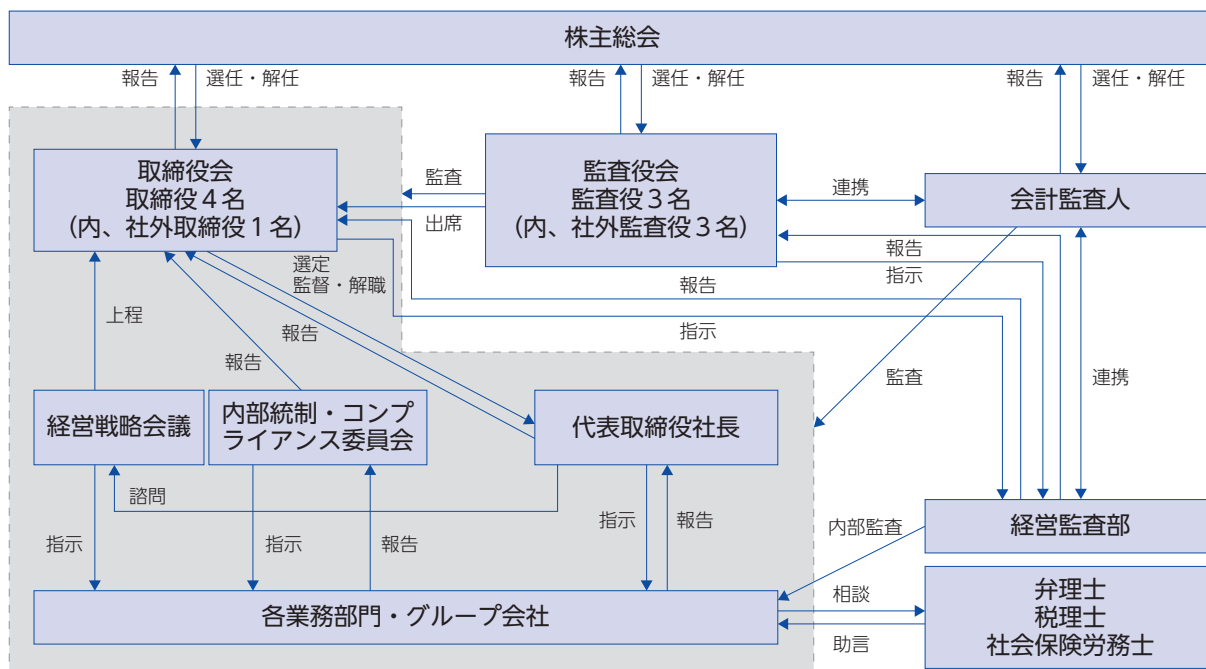
一方で、当社は、2024年9月18日付「特別調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて公表したとおり、特別調査委員会による調査報告書において、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けております。これに伴い、当社は、特別調査委員会の調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を真摯に受け止め、2024年10月10日付「再発防止策の策定及び経営責任の明確化に関するお知らせ」にて公表のとおり、(1)経営トップの決意表明、(2)ガバナンス体制の強化・経営トップに対する牽制機能の強化、(3)取引関係の適正化、(4)契約内容に関する重要性の体制整備、(5)会計リテラシーの向上及びコンプライアンス教育の実施、(6)人材の拡充、から構成される再発防止策を策定しております。

また、2025年2月26日付「改善計画書の策定等方針に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別注意銘柄に指定されたことから、上記の再発防止策の各事項が十分であるか再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、以下の具体的プロセス及び実施計画のもと、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、内部管理体制の再構築に取り組んでおります。

プロセス		実施（予定日）
1	特別調査委員会の調査報告書に基づき、原因分析及び再発防止策の策定	2024年9月18日～2024年10月10日(実施済)
2	再発防止策の実施・運用	2024年10月10日～（一部実施済）

3	改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針」検討・決定	2025 年 1 月 29 日～2025 年 2 月 26 日 (実施済)
4	再発防止策の再検討及び特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2025 年 1 月 29 日～2025 年3月中旬 (実施済)
5	日本取引所自主規制法人へ改善計画書ドラフトを提出	2025年3月中旬 (実施済)
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2025年4月下旬

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 代表取締役社長または代表取締役社長により指名された者が委員長を任命し、横断的な内部統制及びコンプライアンス体制推進の総責任者として、内部統制及びコンプライアンス体制の整備を図るとともに、コンプライアンス・法務室が内部統制・コンプライアンス委員会の運営、コンプライアンス規程、本規定等コンプライアンスにかかる規定の起案と委員会への付議、コンプライアンス推進のためのプログラムの立案と委員会への付議を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制・コンプライアンス委員会から、状況報告を受け、さらなる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、あらかじめ想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行ったうえで、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

⑦ 当社及び関係会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況及び内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社及び関係会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社及び関係会社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人の説明を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制・コンプライアンス委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに経営監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、コンプライアンスに係る機能を強化するため、外部の弁護士及び社外役員並びに担当役員・各部門長で構成する「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置いたしました。同委員会は、問題事象の対処方針などについて、執行部門に対して必要に応じ直接指導、助言し取締役会に定期的に報告を行います。また、当社グループのコンプライアンスの推進状況について、「コンプライアンス・法務室」から報告を受け、コンプライアンス委員会から、執行部門に対して指導、助言を行います。加えて、内部統制・コンプライアンス委員会に報告します。重要な事案について「内部統制・コンプライアンス委員会」にて事前協議のうえ、取締役会で審議・決定しています。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としております。当期の配当につきましては、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきました。今後については、経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第30期 2025年2月28日 現在	科 目	第30期 2025年2月28日 現在
資産の部		負債の部	
流動資産	727,264	流動負債	1,186,155
現金及び預金	74,428	買掛金	31,404
売掛金	420,703	短期借入金	200,000
商品及び製品	4,403	一年内返済予定の長期借入金	160,670
原材料及び貯蔵品	49,908	リース債務	19,388
前払費用	107,561	未払金	355,479
未収入金	98,827	未払法人税等	8,775
短期貸付金	102,558	預り金	324,548
その他	9,589	賞与引当金	4,663
貸倒引当金	△140,714	課徴金引当金	42,060
固定資産	93,401	その他	39,166
有形固定資産	0	固定負債	72,726
建物	0	長期借入金	56,690
車両運搬具	0	リース債務	16,036
リース資産	0	負債合計	1,258,881
その他	0	純資産の部	
無形固定資産	0	株主資本	△438,215
ソフトウェア	0	資本金	673,272
その他	0	資本剰余金	511,245
投資その他の資産	93,400	利益剰余金	△1,599,308
長期貸付金	65,144	自己株式	△23,425
差入保証金	83,872	非支配株主持分	—
その他	24,884	純資産合計	△438,215
貸倒引当金	△80,501	負債純資産合計	820,666
資産合計	820,666		

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第30期
	2024年 3 月 1 日から 2025年 2 月 28日まで
売上高	3,462,536
売上原価	1,894,590
売上総利益	1,567,945
販売費及び一般管理費	1,967,511
営業損失 (△)	△399,565
営業外収益	17,783
受取利息	6,052
暗号資産売却益	1,331
受取配当金	6
受取手数料	9,400
その他	993
営業外費用	9,454
支払利息	8,393
その他	1,060
経常損失 (△)	△391,236
特別利益	434,699
固定資産売却益	2,852
事業譲渡益	431,846
特別損失	431,005
固定資産売却損	1
投資有価証券評価損	20,761
暗号資産評価損	9,975
課徴金引当金繰入額	42,060
契約違約金	9,600
減損損失	102,280
特別調査費用等	246,327
税金等調整前当期純損失 (△)	△387,542
法人税、住民税及び事業税	4,961
法人税等調整額	—
当期純損失 (△)	△392,504
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△45,742
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△346,761

連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	673,272	593,272	△900,128	△23,425	342,990
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	△352,417	—	△352,417
遡及処理後当期首残高	673,272	593,272	△1,252,546	△23,425	△9,427
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△82,026	—	—	△82,026
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△346,761	—	△346,761
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△82,026	△346,761	—	△428,788
当期末残高	673,272	511,245	△1,599,308	△23,425	△438,215

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	41,918	384,908
誤謬の訂正による累積的影響額	19,797	△332,619
遡及処理後当期首残高	61,715	52,288
当期変動額		
連結範囲の変更	—	△82,026
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	△346,761
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△61,715	△61,715
当期変動額合計	△61,715	△490,504
当期末残高	—	△438,215

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、過年度より継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

連結計算書類作成会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

1. 事業収支の改善

「水まわりサービス支援事業」として、当社正社員スタッフが修理等のサービスを提供することなく加盟店のスタッフが通信販売形式によりサービスを提供し、当社はコールセンター業務等加盟店支援業務を行う加盟店ビジネスモデルに移行しております。当社は創業30年のノウハウを活かし加盟店に対して集客やシステム・コールセンター・採用の代行業務、加盟店従業員に対する技術・営業研修に注力してまいります。合わせて、業務提携等によりさらなるサービスの向上を進めてまいります。

2. 資金繰りの安定化

当連結会計年度末において現金及び預金残高は74,428千円であり、ミネラルウォーター事業の事業譲渡を行ったにもかかわらず、前連結会計年度末に比べ15,586千円の増加にとどまりました。このような状況の中、2025年3月31日付で新株式及び新株予約権の発行を行い、財務体質の強化、資金繰りの安定化を実施しております。新株式及び新株予約権の発行の詳細については、後記（重要な後発事象に関する注記）に記載の通りです。

上記施策を推進し、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、事業収支の改善については実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1 社
 連結子会社の名称 株式会社生活救急車

- ② 非連結子会社の名称等
 株式会社ライフサポート
 株式会社そっけつこむ
 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損失（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等
 株式会社ライフサポート
 株式会社そっけつこむ
 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損失（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

イ. 関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券
 ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

b. 棚卸資産

イ. 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
車両運搬具	2年～6年
その他	3年～20年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

イ. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ロ. その他の無形固定資産 定額法によっております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

c. 課徴金引当金

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金の支出に充てるため、課徴金支払見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年内に取引対価を受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(水まわりサービス支援事業)

収益は加盟店と顧客との契約において約束された対価に基づいて、履行義務が充足されるサービス役務提供完了時点で認識しております。

(広告メディア事業)

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除して測定しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で認識しております。

(ミネラルウォーター事業)

収益は基本的に顧客による製品受領の検収時点で認識を行っております。

一部、顧客による検収を要しない製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点での収益を認識しております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

過年度の決算にて当社におきまして、不適切な会計処理がありました。本来処理されるべき連結会計年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金及び非支配株主持分の遡及処理後の当連結会計年度期首残高はそれぞれ352,417千円減少及び19,797千円増加しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 0千円

無形固定資産 0千円

(2) ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当グループは、減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

す。回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、買取業者による見積価格等を基礎として合理的に算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び現在価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報（予算など）を整合的に修正し、資産又は資産グループの現在の状況や事業計画等を考慮し見積もっております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積が含まれることになり、将来の業績が予測を下回った場合、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 508,187千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式	3,729,429株	一株	一株	3,729,429株

(2) 自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式	36,367株	一株	一株	36,367株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配のため、記載事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

無配のため、記載事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取り組み方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関等からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、差入保証金は、取引先の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期限であります。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で3年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 差 入 保 証 金	83,872	54,365	△29,507
資 産 計	83,872	54,365	△29,507
(2) 長 期 借 入 金 (※ 2)	136,360	136,106	△253
(3) リ ー ス 債 務 (※ 3)	35,424	34,845	△579

負	債	計	171,784	170,951	△832
---	---	---	---------	---------	------

(※ 1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(※ 3) リース債務には、リース債務（流動負債）及びリース債務（固定負債）が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時 価 (千 円)			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
(1) 差 入 保 証 金	—	54,365	—	54,365
資 産 計	—	54,365	—	54,365
(2) 長 期 借 入 金	—	136,106	—	136,106
(3) リ ー ス 債 務	—	34,845	—	34,845
負 債 計	—	170,951	—	170,951

(注 1) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

連結計算書類

差入保証金

差入保証金の時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行、新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	水回りサービス支援 事業(千円)	広告メディア 事業(千円)	ミネラルウォーター 事業(千円)	計(千円)
顧客との契約から 生じる収益	2,537,305	337,874	587,355	3,462,536
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,537,305	337,874	587,355	3,462,536

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債等の残高

契約資産及び契約負債の残高はないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 $\Delta 118$ 円66銭
- (2) 1株当たり当期純損失 $\Delta 93$ 円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)

当社は、2025年3月6日開催の取締役会および2025年3月28日開催の臨時株主総会において第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）の発行及び第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行を決議し、2025年3月31日付で予定通り払込金額全額（本新株式650,000,000 円と本新株予約権1,750,000 円の合計額である651,750,000 円）の払込が完了しております。

なお、概要は以下のとおりであります。

【本新株式の発行概要】

(1) 払込期日	2025年3月31日
(2) 発行新株式数普通株式	3,250,000株
(3) 発行価額	1 株につき200円
(4) 発行価額の総額	650,000,000円 本新株式の発行による調達資金のうち245,000,000円については、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます）による現物出資の方法によるため、現金による払込みはありません。
(5) 資本組入額	1 株につき100円
(6) 資本組入額の総額	325,000,000円

(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 綿引一600,000株(うちD E S による現物出資250,000株。当社への貸付金の金額の全額である50,000,000円 (250,000株) をD E S とし、引受意向額との差をD E S ではなく払込を行うもの) 寒川登代志250,000株 (うちD E S による現物出資125,000株。当社への貸付金の金額の全額である 25,000,000 円 (125,000株) をD E S とし、引受意向額との差をD E S ではなく払込を行うもの) 株式会社 T ・ K ホールディングス 250,000株 (うちD E S による現物出資250,000株) ITJ 株式会社500,000株 勝俣篤志500,000株 金田卓也500,000株 大垣内剛350,000株 (うちD E S による現物出資350,000株) 榎原暢宏250,000株 (うちD E S による現物出資250,000株) 株式会社イースマイル50,000株
(8) 資金の使途	①借入金の返済、②運転資金の確保、③戦略的システム投資・改修資金に充当する予定です。
(9) その他	割当先である大垣内剛氏とは、株式会社東京証券取引所による特別注意銘柄への指定が解除されるまで、本新株式を、売却、譲渡、その他の方法で第三者に移転してはならない旨の契約書を締結済です。

【本新株予約権の発行概要】

(1) 割当日及び払込期日	2025年3月31日
(2) 新株予約権の総数	3,500個
(3) 発行価額総額	1,750,000円（新株予約権1個につき500円）
(4) 当該発行による潜在株式数	350,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調達資金の額	71,750,000円 （内訳）新株予約権発行による調達額：1,750,000円 新株予約権行使による調達額：70,000,000円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 寒川登代志500個（潜在株式数50,000株） ITJ 株式会社500個（潜在株式数50,000株） 加藤伸克500個（潜在株式数50,000株） 楯広長1,000個（潜在株式数100,000株） 田中克明500個（潜在株式数50,000株） 工藤正尚500個（潜在株式数50,000株）
(7) 行使価額	1株あたり200円（固定）
(8) 行使請求期間	2025年4月1日から2027年4月1日まで
(9) 資金の使途	①借入金の返済、②運転資金の確保、③戦略的システム投資・改修資金に充当する予定です。
(10) その他	割当先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することはできない。 割当先である加藤伸克氏、楯広長氏、田中克明氏、工藤正尚氏とは、株式会社東京証券取引所による特別注意銘柄への指定が解除されるまで、本新株予約権を行使して取得した株式を、売却、譲渡、その他の方法で第三者に移転してはならない旨の契約書を締結済です。 割当先である加藤伸克氏、楯広長氏、田中克明氏、工藤正尚氏については、当社の役職員であることを本新株予約権の行使の条件とし、役職員でなくなった場合には行使できない。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第30期 2025年2月28日 現在
資産の部	
流動資産	646,187
現金及び預金	69,835
売掛金	455,910
商品及び製品	4,043
原材料及び貯蔵品	49,838
前払費用	16,561
短期貸付金	131,171
未収入金	98,599
その他	4,492
貸倒引当金	△184,265
固定資産	59,197
有形固定資産	0
建物	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	0
リース資産	0
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
その他	0
投資その他の資産	59,197
投資有価証券	0
関係会社株式	5,033
出資金	170
長期貸付金	65,144
長期未収入金	4,989
破産更生債権等	5,916
長期前払費用	772
差入保証金	48,853
その他	310
貸倒引当金	△71,994
資産合計	705,385

科 目	第30期 2025年2月28日 現在
負債の部	
流動負債	1,151,104
買掛金	31,404
短期借入金	200,000
一年内返済予定の長期借入金	154,114
リース債務	19,388
未払金	332,896
未払費用	5,271
未払法人税等	8,479
未払消費税等	23,187
預り金	324,384
課徴金引当金	42,060
その他	9,918
固定負債	35,838
長期借入金	19,802
リース債務	16,036
負債合計	1,186,942
純資産の部	
株主資本	△481,557
資本金	673,272
資本剰余金	593,272
資本準備金	593,272
利益剰余金	△1,724,676
利益準備金	960
その他利益剰余金	△1,725,636
繰越利益剰余金	△1,725,636
自己株式	△23,425
純資産合計	△481,557
負債純資産合計	705,385

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第30期
	2024年 3月 1 日から 2025年 2月 28日まで
売上高	3,229,161
売上原価	1,347,174
売上総利益	1,881,986
販売費及び一般管理費	2,230,029
営業損失 (△)	△348,042
営業外収益	17,183
受取利息	6,043
受取配当金	6
暗号資産売却益	1,331
受取手数料	9,400
その他	402
営業外費用	8,297
支払利息	7,838
支払手数料	318
その他	140
経常損失 (△)	△339,156
特別利益	434,699
固定資産売却益	2,852
事業譲渡益	431,846
特別損失	602,589
固定資産売却損	1
投資有価証券評価損	20,761
暗号資産評価損	9,975
関係会社株式評価損	196,686
課徴金引当金繰入額	42,060
契約違約金	9,600
減損損失	77,178
特別調査費用等	246,327
税引前当期純損失 (△)	△507,047
法人税、住民税及び事業税	4,663
法人税等調整額	—
当期純損失 (△)	△511,710

株主資本等変動計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	673,272	593,272	593,272	960	△850,431	△849,471	△23,425	393,647
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	—	△363,494	△363,494	—	△363,494
遡及処理後当期首残高	673,272	593,272	593,272	960	△1,213,925	△1,212,965	△23,425	30,153
当期変動額								
当期純損失（△）	—	—	—	—	△511,710	△511,710	—	△511,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△511,710	△511,710	—	△511,710
当期末残高	673,272	593,272	593,272	960	△1,725,636	△1,724,676	△23,425	△481,557

純資産合計	
当期首残高	393,647
誤謬の訂正による累積的影響額	△363,494
遡及処理後当期首残高	30,153
当期変動額	
当期純損失（△）	△511,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期変動額合計	△511,710
当期末残高	△481,557

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、過年度より継続して、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当事業年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

1. 事業収支の改善

「水まわりサービス支援事業」として、当社正社員スタッフが修理等のサービスを提供することなく加盟店のスタッフが通信販売形式によりサービスを提供し、当社はコールセンター業務等加盟店支援業務を行う加盟店ビジネスモデルに移行しております。当社は創業30年のノウハウを活かし加盟店に対して集客やシステム・コールセンター・採用の代行業務、加盟店従業員に対する技術・営業研修に注力してまいります。合わせて、業務提携等によりさらなるサービスの向上を進めてまいります。

2. 資金繰りの安定化

当事業年度末において現金及び預金残高は69,835千円であり、ミネラルウォーター事業の事業譲渡を行ったにもかかわらず、前事業年度末に比べ13,508千円の増加にとどまりました。このような状況の中、2025年3月31日付で新株式及び新株予約権の発行を行い、財務体質の強化、資金繰りの安定化を実施しております。新株式及び新株予約権の発行の詳細については、前記 連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載の通りです。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- a. 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- b. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- b. その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 課徴金引当金

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金の支出に充てるため、課徴金支払見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年内に取引対価を受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(水まわりサービス支援事業)

収益は加盟店と顧客との契約において約束された対価に基づいて、履行義務が充足されるサービス役務提供完了時点で認識しております。

(広告メディア事業)

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除して測定しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で認識しております。

(ミネラルウォーター事業)

収益は基本的に顧客による製品受領の検収時点で認識を行っております。一部、顧客による検収を要しない製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点での収益を認識しております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

過年度の決算にて当社におきまして、不適切な会計処理がありました。本来処理されるべき事業年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及処理後の当事業年度期首残高は363,494千円減少しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 0千円

無形固定資産 0千円

(2) ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、買取業者による見積価格等を基礎として合理的に算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グルー

プの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び現在価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報（予算など）を整合的に修正し、資産又は資産グループの現在の状況や事業計画等を考慮し見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積が含まれることになり、将来の業績が予測を下回った場合、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 503,321千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

金銭債権 88,861千円

金銭債務 42,783千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高 76,384千円

売上原価 223,757千円

販売費及び一般管理費 233,692千円

営業取引以外の取引による取引高 1,400千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	36,367株	一株	一株	36,367株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金によるものですが、その金額につきまして評価性引当金を計上しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 (法人)	ジャパンベスト レスキューシス テム株式会社	被所有 直接19.9% [3.0%]	水まわりの修 繕・工事及び 関連業務に係 る業務提携	材料の仕入 (注2)	223,757	買掛金	14,170

(注1) 議決権等の所有(被所有)割合の[]内は、緊密な者の被所有割合で外数であります。

(注2) 材料の仕入については、両社協議のうえ決定しております。

(2) 関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社生活救 急車	所有 直接100.0%	業務の受託	資金の返済	70,500	短期貸付金	28,613
				資金の貸付 (注1)	37,500		
				業務の受託 (注2)	60,000	売掛金	58,208
子会社	株式会社そっけ つこむ	所有 間接100.0%	水まわりの材 料販売及び業 務の受託	材料の販売 (注2)	15,993	売掛金	27,940

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 業務の受託、材料の販売については、両社協議のうえ決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	大垣内 剛	所有 直接15.2% 間接3.4%	当社代表取締役社長	資金の返済 資金の借入 (注1)	105,000 70,000	一年内返済 予定の長期 借入金	81,000
役員	加藤 伸克	所有 直接0.4%	当社取締役副社長	仕入資金の 立替	110,273	未払金	37,474
主要株主 (個人)	綿引 一	所有 直接10.8%	なし	資金の借入 (注1)	50,000	短期借入金	50,000

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △130円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △138円56銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)

当社は、2025年3月6日開催の取締役会および2025年3月28日開催の臨時株主総会において第三者割当により発行される新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を決議し、2025年3月31日付で予定通り払込金額全額（本新株式650,000,000円と本新株予約権1,750,000円の合計額である651,750,000円）の払込が完了しております。概要については、連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月 7日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 隆伸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクアラインの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年3月6日開催の取締役会及び2025年3月28日開催の臨時株主総会において第三者割当により発行される新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を決議し、2025年3月31日付で全額の払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 隆伸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの2024年3月1日から2025年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年3月6日開催の取締役会及び2025年3月28日開催の臨時株主総会において第三者割当により発行される新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を決議し、2025年3月31日付で全額の払込が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社アクアライン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	宮 嶋	淳	㊞
社外監査役	大 江	隆	㊞
社外監査役	石 井	睦 子	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

(会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)



開催場所

TKP上野駅前
ビジネスセンター5階
「カンファレンスルーム5A」

東京都台東区東上野3-18-6

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通

JR線

「上野」駅下車
浅草口より徒歩約2分

東京メトロ

● 銀座線 ● 日比谷線

「上野」駅下車
2番出口より徒歩約1分

京成本線

「京成上野」駅下車
正面口より徒歩約5分

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK